

不動産 I D 等の 総合的な推進に関する 最近の動き

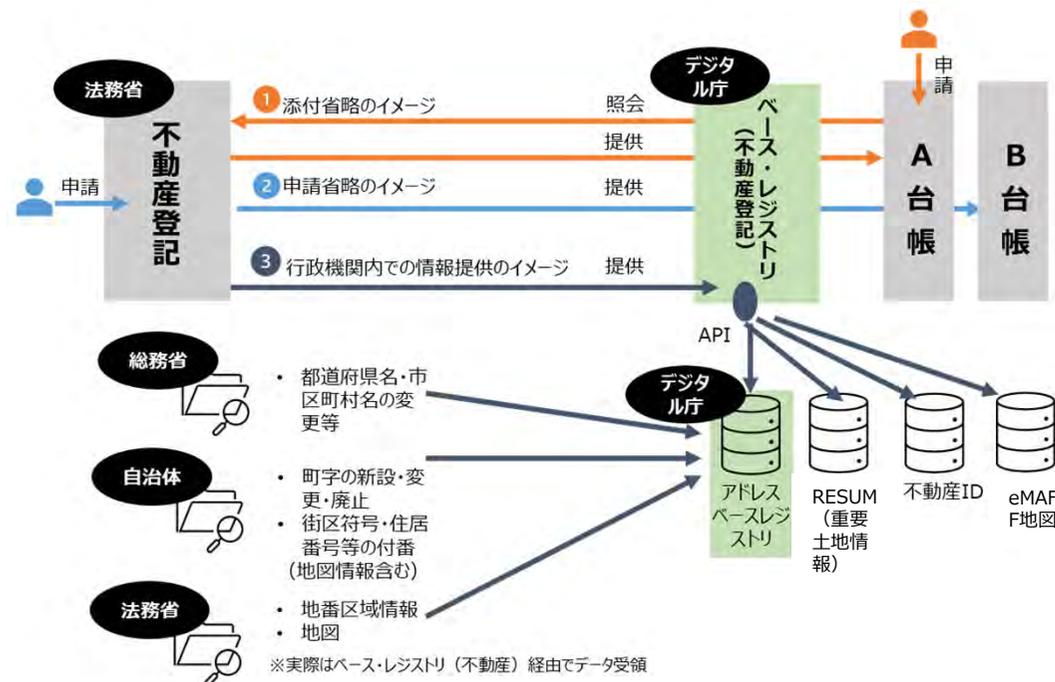
内閣官房 地理空間情報活用推進室
内閣府 政策統括官(経済社会システム担当)付
デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ
法務省 民事局
国土交通省 不動産・建設経済局

不動産ID等の総合的な推進に関する最近の動き

| 時期 | 内容 |
|--|--|
| 令和5年2月22日 | ・不動産ID関係の動向について関係省庁打ち合わせ (進捗や近況の確認、今後の方向性についての認識を共有) |
| ①不動産IDや土地系ベースレジストリ等に関するロードマップについて | |
| 令和5年3月17日 | ・令和4年度第3回地理空間情報活用推進局長会議（議長：内閣総理大臣補佐官） （「基盤的な地理空間情報の整備・更新・相互活用に関する検討WG」の改組・検討課題について） |
| 令和5年3月29日 | ・令和4年度第1回「基盤的な地理空間情報の整備・更新・相互活用に関する検討WG」 （不動産登記、アドレスに関するベース・レジストリの課題について議論） |
| 令和5年4月以降（予定） | ・令和5年度第1回「基盤的な地理空間情報の整備・更新・相互活用に関する検討WG」 （ロードマップ策定に向けたキックオフ【P】） |
| ②官民の幅広い分野での利活用について | |
| 令和5年3月17日 | ・「不動産ID」を活用したモデル事業及び官民連携協議会の会員の募集を開始 |
| 令和5年5月下旬（予定） | ・「不動産ID」を活用したモデル事業採択 |
| 令和5年5月下旬（予定） | ・令和5年度第1回「不動産ID官民連携協議会」開催 |

土地系ベースレジストリ整備のメリット

- アドレス（≒住所）に関しては、管理主体が分散しており、誰もが参照できるマスターデータが存在しない。そのため、**行政・民間の各所で住所の情報収集コストや名寄せコストが発生している状況**。各フロントサービスにアドレスBRから提供する町字等の情報を利活用することで、各種申請における**住所記入誤りの修正コストが解消**される。（アドレス・ベース・レジストリ）
- 不動産登記に関しては、**データ形式等の技術的課題により、効率的な利活用が実現していない**。**機械判読性のあるデータを提供する機能**をつくることによって、不動産登記簿電子データの悉皆的な活用による各分野の業務効率化（ex.eMAFF地図）や新たな価値創造（ex.不動産ID、PLATEAU）の取組が加速化するほか、人の手を介さない添付省略（年間数十万件）や申請省略（年間数万件）の実現に繋がる可能性。（不動産登記ベース・レジストリ）





基盤的な地理空間情報の整備・更新・相互活用に関する検討WG

設置目的

地理空間情報を活用した各種取組の基礎となる基盤地図情報をはじめとする基盤的な地理空間情報について、着実に整備・更新・維持管理を実施するとともに、その利用価値をより向上させるため、相互活用推進や高度化等について検討する。

過去の活動状況

「基盤地図情報整備・更新に関する検討チーム」として、平成22年3月より、各府省が整備する基盤地図情報整備に資する法定図書の整理、各府省間相互連携・協力体制の確立等を行い、効率的な基盤地図情報の整備・更新を実現した。

今後の活動予定

各府省が整備・保有する法定図書等についての最新の状況を収集し、基盤的な地理空間情報の相互活用推進や高度化に資する情報を整理した上で、基盤的な地理空間情報の相互活用推進のための仕組みや高度化（3次元化等）の推進方策について検討を行う。

令和5年3月29日（水）に第1回会議を開催。

構成員

（議長）

国土交通省国土地理院企画部長

（構成員）

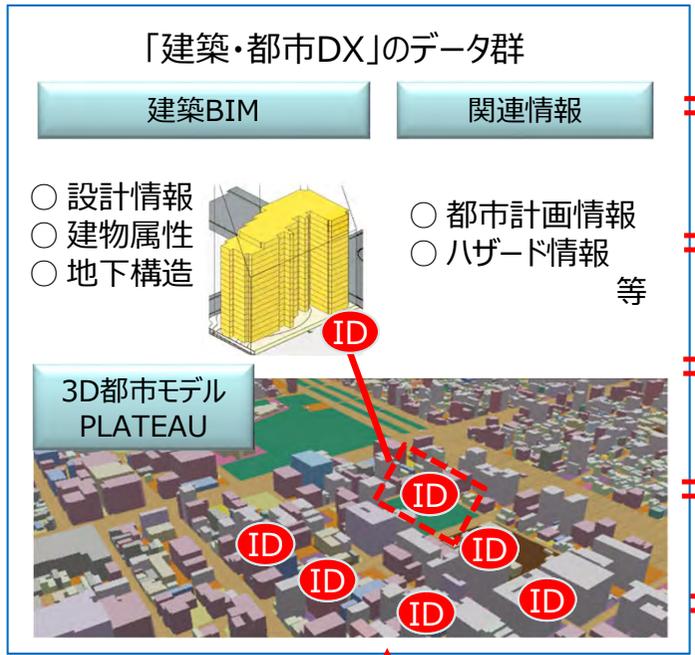
内閣官房地理空間情報活用推進室参事官
デジタル庁統括官（デジタル社会機能共通グループ）付参事官
デジタル庁統括官（国民向けサービスグループ）付参事官
総務省自治行政局住民制度課長
総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室長
総務省自治行政局市町村課長
法務省民事局民事第二課長
農林水産省大臣官房デジタル戦略グループ参事官
農林水産省農村振興局整備部設計課長
林野庁森林整備部計画課長

経済産業省商務情報政策局情報経済課長
国土交通省大臣官房技術調査課長
国土交通省総合政策局技術政策課長
国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課長
国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長
国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課長
国土交通省都市局都市政策課長
国土交通省都市局都市計画課都市計画調査室長
海上保安庁海洋情報部技術・国際課長

「不動産ID」を情報連携のキーとして、「建築・都市のDX」と官民データの連携を促進し、不動産取引・都市開発の活性化、物流・流通の高度化、インシュアテックの推進、行政のDXなど、官民の幅広い分野における成長力強化を図る。

「建築・都市DX」と官民データの連携

※官民協議会（プラットフォーム）を設置し、幅広い分野で連携促進を図る。
 ※不動産IDを情報連携のキーとして、各分野で成長力強化に資する**ビジネス実証**を行う。



- ID 不動産・建設DX
- ID 物流DX
- ID 防犯DX
- ID 保険DX
- ID 行政DX

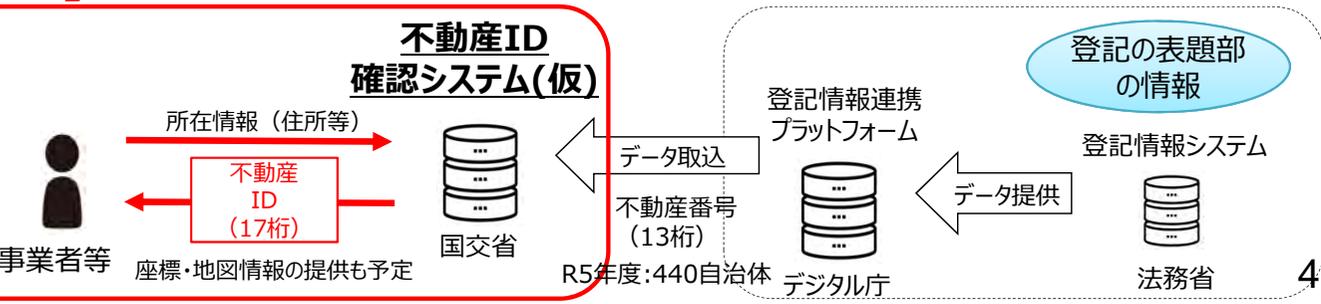
- 不動産・建設DX
 - 生活インフラ（ガス、上下水道等）や都市計画情報等の取得容易化による**重要事項説明**に係る調査負担の軽減や**都市開発のスピードアップ**。
- 物流DX
 - 正確な住所データベース**を構築し、配送管理を効率化
 - 自動運転やドローン配送にあたり、玄関・屋上など**配送個所のピンポイント指定**が可能に
- 防犯DX
 - 防犯センサー等のセキュリティ情報を組み合わせ、緊急時の**家屋把握**、**関係機関への情報連携**を迅速化
- 保険DX
 - 浸水等のハザード情報を組み合わせ、個別建物に係るリスク算定の精緻化による**保険料算出の高度化**
- 行政DX
 - 実地調査結果に、住民基本台帳（年齢等）、水道使用量データ等を紐付け、**空き家を把握、推定**
 - 豪雨・土砂災害時における**被害家屋・世帯把握、推定**

↑ PLATEAUに対する不動産IDマッチングシステムの開発

↑ 官民データへの不動産IDの付番

不動産IDの付番支援

- 官民の幅広い主体の共通コードとして普及するため、**デジタル庁・法務省と連携**。
- 「登記情報連携プラットフォーム」と連動した、不動産IDの取得・確認手法の実用化に向けた**技術実証**を実施。



「不動産ID官民連携協議会」の設置について

目的

- 「不動産ID官民連携協議会」は、不動産に関わる幅広い官民の主体の積極的な参画を通じて、「不動産ID」（令和4年3月ガイドライン策定）を情報連携のキーとして、「建築・都市のDX」と官民データの連携を促進し、官民の幅広い分野において、デジタル時代に対応した成長力強化の基盤を形成することを目的とする。
※3D都市モデルの整備・活用促進に関する検討分科会、建築BIM推進会議と連携して推進

活動内容

- 不動産IDをはじめ、「建築・都市のDX」の「官民ロードマップ」の共有（2030年頃までの目標・工程を記載。毎年ローリング改訂）
- 不動産IDをはじめ「建築・都市のDX」のユースケース開発に向けた実証事業の展開
- 会員間で共通する課題の共有、解決策等の検討（特定テーマの共同調査・研究等を実施するためにWGを設置予定）
【不動産IDルール高度化、「不動産ID確認システム」の改善等】
- 不動産IDをはじめ「建築・都市のDX」を巡る政策動向、会員の取組事例等の情報提供、ビジネスマッチング機会の提供等

会員等

- 正会員（年1回程度の公募）
 - （1） 個社会員：不動産IDの活用推進に協力する民間事業者・地方公共団体等
 - （2） 団体会員：不動産IDの活用推進に協力する業界団体・学術団体等
- オブザーバー：学識経験者等の有識者
- 関係府省庁：デジタル庁、法務省、内閣府、金融庁、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等 ※調整中
※正会員・オブザーバーは、国土交通省提供の「不動産ID確認システム」を利用することができる。

開催スケジュール（見込）

- 令和5年3月17日：個社会員・団体会員の募集を開始。同時に実証事業の応募開始（オンライン説明会を開催）
- 5月下旬：協議会を設置（「官民ロードマップ」共有、実証事業の立上げ等）
- ～：会員間の情報共有・意見交換会、WG（ルール検討、ID確認システム改善など）を適時開催（総会は年に1回程度）

事務局

- 国土交通省（不動産・建設経済局、都市局、住宅局）、内閣府、内閣官房の共同事務局

不動産IDを活用したモデル事業の実施について

目的

- 「不動産ID」を情報連携のキーとした各分野のDX推進の取組をモデル的に支援し、不動産IDの活用の課題検証を行うとともに、その成果をユースケースとして共有し、幅広い分野における「不動産ID」の活用推進を図る。

対象事業

- 国土交通省が提供する「不動産ID確認システム」等により「不動産ID」を取得し、自社データ（の一部）と不動産IDを紐付けたうえで、「建築・都市のDX」のBIMやプラトーをはじめ、幅広い官民データとの連携により、不動産IDを活用したユースケースの検証・実証を行う取組
- 対象テーマは、以下から、1つ以上を選定する。[不動産・建設/宅配・物流/金融・保険/防災・防犯/都市計画・まちづくり/その他]
- 対象エリアは、440自治体（デジタル庁登記データのクレンジング対象で全国414登記所から1自治体+a）の範囲内とする。
- 上記のほか、不動産IDによるデータ連携を見据えたユースケースの「概念実証」のみを実施する取組についても対象とする。

応募主体

- 民間事業者（会社法人、財団・社団法人、研究機関等）
- 民間事業者を構成員に含むコンソーシアム・協議会等の組織

※ 応募者は「不動産ID官民連携協議会」の会員を要件とする。また採択時に、同協議会で会員向けに事業プレゼン実施を予定。

提案内容

- 実施プロジェクト内容（課題・ビジョン、実証規模（不動産IDのデータ数など）、期待される効果、事業スケジュール等）
- 実施体制及び成果検証方法（KPI等）
- 実証事業以降のユースケースの拡張や本格展開に向けたロードマップ等

支援経費及び採択件数

- 支援経費：1件あたり上限2,000万円程度（税込）を目安として、経費内容に応じて支援割合は以下の通りとする。
 - 不動産IDの自社データ等への付番に係る経費（データ入力に係る人件費等）：100%
 - 不動産IDを活用した実証に係る経費：50%
- 採択件数：10件程度 ※ 1件あたりの支援経費及び採択件数は目安。提案内容や採択件数により、事務局と調整。

スケジュール

令和5年3月17日：実証事業の公募開始（同時期に説明会開催）～4月末：公募締切り
5月下旬：実証事業の採択・開始（官民協議会の設置時）
令和6年3月末：実証事業終了

「不動産ID確認システム」の技術実証について

- 幅広い主体による不動産IDの付番を促進するため、不動産IDの取得・確認手法の実用化に向けて、**住所等の所在情報から「不動産ID」を確認できる「不動産ID確認システム」の技術実証**を実施。
- **令和5年度においては、プロトタイプ版として、全国440自治体のデータを対象に、実証事業者および不動産ID官民連携協議会の会員向けにシステムを提供（令和5年9月頃を予定）**し、実証事業を通じた技術実証を実施。
- また、「基盤的な地理空間情報の整備・更新・相互活用に関するWG」（令和5年3月～）において、デジタル庁や法務省等の関係省庁と連携し、**不動産登記ベース・レジストリやアドレス・ベース・レジストリの整備と連動した不動産IDの活用**について検討を実施。

「不動産ID確認システム」の整備・提供イメージ

